

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により、静止地球環境観測衛星の運用等事業の民間事業者の選定における客観的評価の結果をここに公表する。

平成 22 年 9 月 29 日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

静止地球環境観測衛星の運用等事業  
民間事業者選定結果

平成 22 年 9 月 29 日

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

「静止地球環境観測衛星の運用等事業」

### (2) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 馬淵 澄夫（国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 47 条に基づき国土交通大臣の事務をつかさどる者  
気象庁長官 櫻井 邦雄）

### (3) 事業の対象となる公共施設等の種類

静止地球環境観測衛星「ひまわり 8 号」及び「ひまわり 9 号」（以下「本事業衛星」という。）の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送を行うために必要な施設

### (4) 事業場所

主 局：東京都板橋区舟渡四丁目 17 番地 5

埼玉県比企郡鳩山町大豆戸 1440-1

副 局：北海道江別市西野幌 45 番 5

### (5) 事業内容

静止地球環境観測衛星の運用等事業（以下「本事業」という。）の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。

- ・本事業衛星の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送に必要な施設（以下「対象施設」という。）及び設備（以下「対象設備」という。）の整備（既存のものを活用することを含む。以下同じ。）等に関する業務
- ・対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務
- ・本事業衛星の運用に関する業務

### (6) 事業期間

事業契約締結の日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間とする。

なお、国が実施する事業の要請により、平成 42 年 3 月 31 日までに本事業衛星の軌道外投棄が終了しない場合は、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国は SPC に事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長することができる。

### (7) 事業の実施

落札者は、SPC を設立、及び事業契約を締結した上で、事業を実施する。

## 2. 経緯

事業者選定までの主な経緯は以下のとおりである。

実施方針の公表	平成21年9月4日
特定事業の選定・公表	平成22年1月18日
入札公告	平成22年1月29日
第一次審査資料の提出期限	平成22年3月1日
第一次審査結果の通知	平成22年3月12日
入札書及び第二次審査資料の提出期限	平成22年5月10日
開札及び落札者の決定	平成22年7月8日

## 3. 事業者選定方法

### (1) 事業者選定方法の概要

本事業の落札者の決定にあたっては、入札参加者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用した。また、審査は、入札参加希望者の資格、静止衛星の運用実績等の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

### (2) 事業者選定の体制

総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「静止地球環境観測衛星の運用等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置した。

有識者等委員会は、提案について作成した得点案を国に報告し、国はこれを受けて得点を決定し、総合評価落札方式により落札者を決定した。

### (3) 有識者等委員会

#### ① 審査事項

有識者等委員会は、本事業の総合評価に関するもののうち、事業者を選定するための審査基準、入札参加者から提出された事業提案の審査及び評価（第二次審査）について審議を行った。

#### ② 構成

有識者等委員会のメンバーは以下のとおりである。

委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
副委員長	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
委員	近藤 康之	日本放送協会報道局編集主幹
委員	中須賀真一	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	前田 博	西村あさひ法律事務所弁護士
行政委員	福内 直之	気象庁総務部長

（平成22年3月末日まで）

行政委員	岸本 邦夫	気象庁総務部長	(平成 22 年 4 月 1 日から)
行政委員	後藤 浩平	気象庁総務部経理管理官	
行政委員	小澤 芳郎	気象庁観測部長	(平成 22 年 3 月末日まで)
行政委員	加納 裕二	気象庁観測部長	(平成 22 年 4 月 1 日から)
行政委員	藤村 弘志	気象庁観測部計画課長	(平成 22 年 3 月末日まで)
行政委員	川津 拓幸	気象庁観測部計画課長	(平成 22 年 4 月 1 日から)
行政委員	川津 拓幸	気象庁観測部気象衛星課長	(平成 22 年 3 月末日まで)
行政委員	定村 努	気象庁観測部気象衛星課長	(平成 22 年 4 月 1 日から)

### ③ 有識者等委員会の開催経緯

有識者等委員会の開催経緯は以下のとおりである。

第 1 回有識者等委員会	平成21年11月12日
第 2 回有識者等委員会	平成21年12月 8 日
第 3 回有識者等委員会	平成21年12月15日
第 4 回有識者等委員会	平成22年 1 月25日
第 5 回有識者等委員会	平成22年 4 月28日
第 6 回有識者等委員会	平成22年 6 月 1 日
第 7 回有識者等委員会	平成22年 6 月15日
第 8 回有識者等委員会	平成22年 6 月29日
第 9 回有識者等委員会	平成22年 7 月 6 日

## 4. 第一次審査

### (1) 第一次審査の概要

第一次審査は、入札参加希望者が入札説明書に示す資格、実績等の要件を満たしているかどうかを審査するものである。なお、競争参加資格の詳細については、入札公告を参照されたい。

### (2) 応募状況

平成 22 年 3 月 1 日までに 2 グループの応募があったが、開札時までには一方のグループが競争参加資格を喪失したため、最終的に、もう一方のグループのみに競争参加資格があることを確認した。

競争参加資格を確認したグループは(3)のとおりである。

### (3) 参加資格確認グループ

<三菱 UFJ リースグループ>

代表企業：三菱 UFJ リース株式会社

構 成 員：新日鉄ソリューションズ株式会社、宇宙技術開発株式会社

## 5. 第二次審査

### (1) 第二次審査の概要

第二次審査は、総合評価落札方式により民間事業者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものである。

第二次審査の手順は次のとおりである。

#### ① 事業提案審査

##### 【必須項目審査】

事業提案が、要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を（必須項目）充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は欠格とする。なお、適格者については、基礎点 100 点を付与する。

##### 【加算点項目審査】

事業提案のうち、国が特に重視する項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。なお、その審査は有識者等委員会において行う。また、加算点は全体で 100 点満点とする。

#### ② 開札

国は、必須項目審査において適格となり、加算点項目審査を経た入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

#### ③ 総合評価

①の審査による事業提案の得点及び②の予定価格の範囲内の入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。

### (2) 事業提案（必須項目）審査

必須項目（要求水準の内容すべて）について、事業提案の内容が要求水準を充足しているかどうかの審査を行った結果、三菱 UFJ リースグループを適格者と判断し、基礎点 100 点を付与した。

### (3) 事業提案（加算点項目）審査

#### ① 審査基準

加算点項目では、提案内容が要求水準（必須項目）を充足し、国が特に重視する項目について、更に優れた内容であるかどうかの審査を行う。採点基準は、加算点項目ごとに設定されており、また、各々の加算点項目には配点が付されている。

加算点項目の詳細については、「静止地球環境観測衛星の運用等事業 事業者選定基準」（入札説明書 資料-5）を参照されたい。

#### ② 加算点項目の審査結果

事業者選定基準に基づき、有識者等委員会において加算点項目の審査を行った。

なお、事業主体及び事業収支計画に関する項目については、山内委員、根本委員、前

田委員が、対象施設及び対象設備の整備等に関する業務、対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務、本事業衛星の運用に関する業務及び特殊技術の取り扱いに関する項目については、中須賀委員、近藤委員、川津委員が、リスク対応策に係る提案に関する項目については、山内委員、根本委員、前田委員、中須賀委員、近藤委員、川津委員が採点を行い、それらの採点結果の平均を最終的な有識者等委員会としての得点とした。

個別の加算点項目に対する評価の結果については、次の表のとおりである。

【加算点項目の審査結果】

加算点項目	配点	評価（平均）
		三菱UFJリースグループ
対象施設及び対象設備の整備等に関する業務	26	15.33
対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務	15	7.77
本事業衛星の運用に関する業務	23	12.65
事業主体	10	4.25
事業収支計画	10	5.50
特殊技術の取り扱い	6	3.00
リスク対応策に係る提案	10	3.80
合計	100	52.30

(4) 得点

有識者等委員会の審査結果を受け、国は入札参加者の得点（基礎点＋加算点）を以下のとおり決定した。

<三菱UFJリースグループ>

100 + 52.30 点 [152.30 点]

(5) 開札・総合評価

平成22年7月8日に開札・総合評価を実施した。

結果は、下表のとおりであり、三菱UFJリースグループを落札者として決定した。

入札参加者 (50音順)	得点 (X)	入札価格(億円) (Y)	入札価格 ≤ 予定価格	評価値 (X/Y)	総合 順位	摘要
三菱UFJリース グループ	152.30	292.80286724	○	0.520145	1	落札

(※評価値は小数点以下6桁までの表記)

(6) VFM評価

落札者の提案内容に基づきVFMを算出した結果、約29%であった。

## 6. 審査講評

### (1) 総評

本事業は、わが国において、防災面での社会基盤の核となる、本事業衛星を安定的・持続的に、かつ、効率的、効果的に運用をすることを目的として、当該衛星の監視、制御及び観測データの収集、並びに衛星運用に必要な地上設備の整備と維持管理を行い、国が求める観測データの確実な提供を行うことが求められる事業である。

入札に参加した三菱 UFJ リースグループの提案は、こうした本事業に求められる業務を確実にを行うために熟慮されたものであり、優れた実力を有していることを見てとることができた。

限られた期間において、提案をまとめた実力を高く評価するとともに、その熱意に多大なる敬意を払うものである。

以下は三菱 UFJ リースグループの提案に関する総評である。

対象施設及び対象設備の整備等に関する業務では、要求水準を十分満たす地上設備を選択した上で、国への伝送路に係る提案には工夫が見られた。維持管理等に関する業務では、実績を踏まえた実効性の高い計画を提案した上で、運用期間にわたる長期保守を提案するなど工夫が見られた。本事業衛星の運用に関する業務では、本事業の特徴や要求水準を踏まえて提案しているものの、緊急時の体制や危機管理対応に関する実績などの加算項目において、標準的な提案となっていた。

事業主体については、代表企業が事業を統括するとともに、事業遂行体制におけるそれぞれの役割と責任が適切に分担されていたが、コンソーシアム内の調整を適切に進めるといふ点では、十分と言えないところも見られた。

リスク対応策については、衛星特有のリスク対応策において、業務要求水準のレベルとなっていた。

### (2) 個別講評

#### 【対象施設及び対象設備の整備等に関する業務】

- 本事業衛星の運用中断時間を最小化する方策として、いかなる障害に対しても国への観測データの提供に影響を与えないようにデータ伝送路を常に維持することを基本とし、自然災害や設備故障などに対するシステムのリスク分析を行った上で、要求水準を踏まえたシステムフローを検討し、実績を踏まえた冗長性が確保された地上設備、電源設備及び回線に係る提案は妥当である。また、無線区間の回線マージンに余裕を持たせるとともに、地上回線として品質が高い専用回線を選択するなど評価できる点がある。
- 業務の安定性確保のための設備の監視機能及び方策として、監視、検知、報知及び支援に係る基本的考え方を具体的に示しており、実績を踏まえた障害等検知方策及びアラーム報知方策に係る提案は妥当である。また、処置方法が登録されたデータベースを活用するといった評価できる点がある。



- 対災害性に配慮した地上設備の設計として、事業用地における対災害性を分析した上で個々の地上設備の対災害性を検討するなど基本的考え方を具体的に示しており、実績を踏まえた建築物及び設備の耐震性及び対風水害性に係る提案は妥当である。
- ライフサイクルを通じて適切な施設設備として、行動指針や作業方針を示すなど基本的考え方を具体的に示しており、長寿命製品や省電力製品の積極的な採用など省エネルギー・省資源化等の具体的方策に係る提案は妥当である。

**【対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務】**

- 施設設備の維持のための方策として、整備段階における配慮に加え予防保全及び緊急保全に係る基本的考え方を具体的に示しており、平均故障時間動作時間を踏まえた予備部品の確保・共通化等、施設・設備の維持管理のための具体的な方策に係る提案は妥当である。また、実績を踏まえた保守計画・契約に係る提案も妥当である。
- 運用中断を伴わずに施設、設備の更新を行うための方策として、更新を極力不要とするなどの基本的考え方を具体的に示しており、更新を実施する際も運用に支障をきたさずに対応するための具体的な方策に係る提案は妥当である。また、システム更新に関し、ソフトウェアに係る具体的方策として、放射計データ処理ソフトウェアに極力改修が加わらないよう配慮しており、ハードウェアに係る具体的方策として、実績を踏まえ一部更新不要な機器を選定しているといった評価できる点がある。

**【本事業衛星の運用に関する業務】**

- 統括責任者を置くなど、迅速かつ適切な判断と行動が行えるような体制として、業務全般にわたる責任体制を具体的に示しており、各業務間の連携・分担・調整方法に係る提案は妥当である。また、統括責任者等の位置づけ・役割・経験、実績ともに妥当である。ただし、緊急時の意思決定などにおいて、本事業の安定的・継続的な実施にあたり十分と言えないところも見られた。
- 安定してデータを取得、配信できる体制として、情報収集の基本的考え方について具体的に示しており、運用に影響を与えるような様々な情報を常に迅速に収集、分析する体制について、実績を踏まえた収集先、内容、方法などの提案は妥当である。
- 事故故障時等の対応について、日時を問わず、迅速な対応がとれるような体制として、緊急時対応の基本的考え方を具体的に示しており、運用に影響を与えるような事故・故障時に備えた危機管理対応方針、緊急連絡体制、障害対応等マニュアルに係る提案は妥当である。
- 要員の知識、技術等を維持し、技術の継承が行われるための方策として、技術維持のための基本的考え方を具体的に示しており、実績を踏まえた要員の技術レベルの維持及び技術の継承のための訓練・研修等の計画に係る提案は妥当である。特に、運用要員等に対する認定制度を採用することは、本事業の安定的・継続的な実施にあたり優れた提案として評価できる。

**【事業主体】**

- SPC、代表企業、各構成員等の業務分担が明確であり、必要時にはコンソーシアム内の各企業の変更が行われるものとなっていること、また、地上設備の使用権原確保につ

いては、競争的対話の際に国が求めた事項を満たしているなど、提案は妥当である。ただし、コンソーシアムが PFI 及び衛星運用事業の実績が豊富な企業から構成されているものの、代表企業の本事業内容に係る経験について、十分と言えないところも見られた。

- SPC の経営体制については、執行役員制度を導入していることに加え、総括代理人を置き国との窓口を一元化するなど、国との意思疎通を迅速にできる体制を整えており、提案は妥当である。
- 入札前協定書が締結済みであり、提案内容、SPC への出資に係る具体的な取り決めがなされていること、議決権割合について、代表企業が過半数近くを保有していること、また、コンソーシアムの代表企業及び構成員の格付けが投資適格を超えるものとなっているなど、提案は妥当である。
- 事業マネジメントについて、事業の各段階における課題や解決策の検討が具体的、かつ、網羅的とまではなっておらず、また、モニタリング実施方策については、一般的な内容となっていた。要員のモチベーション維持・向上を図るためのインセンティブ付与方策については、SPC による報奨金制度について具体的な提案があった。

#### 【事業収支計画】

- 事業収支計画の根拠は明確とまでは言えない。整備費・維持管理費・運用費の各費用については、整備、維持管理、運用の各業務において衛星 2 機で共通化を図ることとしており、そうした共通化に整合した説明となっている。また、事業収支計画が、主局・副局に同型のアンテナを配置するといったライフサイクルコスト低減に向けた考え方を反映したものとなっている。
- 優先ローンについて、関心表明書及びプロジェクトファイナンス条件規定書（案）が示され、また、劣後ローンについても代表企業により融資確約書が提出されているなど、実現性の高い資金調達計画となっているおり、提案は妥当である
- 金利変動リスクへの対策として、運用期間中、優先ローン・劣後ローンとも固定金利で調達していること、また、整備期間中も、金利上昇を見越した計画を策定しており、一定のリスク回避がなされているなど、提案は妥当である。
- 清算配当による内部留保、株主劣後ローンの元利金返済猶予条項規定等、事業期間中の資金不足への対応を図っていること、また、追加の株主劣後ローン枠の設定、不可抗力への備えとしてのリザーブ資金の積み立てを予定しているなど、優れた提案として評価できる。
- 資金使途毎の口座管理により資金の混在化の防止、配当方針として、運用期間中は配当を行わず、SPC に積み立てることとなっていること、また、第三者による会計監査の仕組みも構築されているなど、提案は妥当である。

#### 【特殊技術の取り扱い】

- 気象衛星に関する特殊技術を理解し、事業計画へ反映するために特に有効な業務能力について、本事業衛星と同型の衛星バスの運用実績が具体的に示されているが、可視赤外放射計の維持管理・画像取得運用等に係る十分な記述がない。

- 米国の国際武器輸出規制（ITAR）への適合について特に有効な業務能力について、十分な実績を有する旨の記述がある。

【リスク対応策に係る提案】

- 事業期間中に発生しうるリスクへの対応策について、リスク分析を行うための体制、リスク管理のための仕組み、リスクの分析及び対処策が具体的に示されており、保険付保を含めた SPC 内のリスク分担、発注者負担リスクに対する増加費用抑制方策及び効果並びに契約変更事務コストに係る提案は妥当である。
- 気象衛星特有のリスクを緻密に分析し、これを最小化するための効果的な対応策に係る記述が業務要求水準のレベルとなっていた。

(3) その他

今後、国民の安全・安心に直結する気象業務の遂行にとって不可欠な観測データの確実な提供に向けて、本事業衛星の安定的・持続的、かつ、効率的・効果的な運用を行うために、要求水準及び事業提案を具現化する中で、事業提案の効果が十分に発揮できるような手段や手法の実践が図られるよう、発注者と事業者とが綿密に連携し、事業を進めていくことが期待される。